

携帯サイトの不当・架空請求

～メールだけでなく、封書での請求にもご用心!～

様々な携帯電話のトラブルが相次ぐ中、利用した覚えのない有料サイトの未納料金を請求される架空請求の相談が後を絶ちません。携帯電話のメールに送られてくるケースが多いですが、ハガキや封書が送られてくることもあります。あなたや周りの人にこのようなハガキ・封書が届いたら注意してください!

【相談事例】

携帯電話の有料情報番組サービス料金の督促状と振込用紙が入った封書が配達記録郵便で届いた。5年程前に無料のサイトに登録していたことはあったが、身に覚えのない請求内容だ。

また、サイト側に住所をおしえた覚えはないのに、自分の住所宛てに郵便で送られてきているので不審に思う。連絡をするべきか。

【実際に送られてきた督促状】督促状

平成20年12月 日

管理番号 [] 殿

当組合、ユビグローバルは、貴殿ご利用の携帯電話より送受信されました有料情報番組サービスの未払金債務につき、番組運営元組合員より債権事務管理、調査業務、回収執行等の未払金管理業務を行い、書面にてご通知申し上げることとなりました。つきましては、貴殿との本件債権債務問題に関し円満解決したいと考え本書面を作成した次第です。本書面到達後3日以内にご連絡下さるようお願いいたします。

(尚、本書にてご連絡、ご返済ご希望、当組合は再調査、法務処理に着手乃至債権業務部へ移管となり、その際発生する費用等も別途お支払い頂きますことを申し添えます。)

債権の種類: 未払債権	1. 本書面付の払込み取扱後には複製用よりお手紙下さい。(ATN使用可) 事前に必ず第一報願います。
契約番号: 090 []	2. その返済後は、当組合担当者までお問い合わせ下さい。
番組利用数: 1番組	3. 番組利用履歴等は、別紙参照下さい。
合計債権金額: 99,672 円	4. 既済後による行き違いの場合は何卒ご返願下さい。
今回請求金額: 92,000 円	5. 番組利用時は貴組合による複製記録明細書(各キャリア)を参照下さい。
※利用規約に基づき事務手数料には調査、管理に伴う事務費、人件費を含みさらにデータの保存、サーバーの管理及び保守等の為の経費を算入しております。尚、遅延損害金は6%は含まれておりません。	6. 完済証明、有罪審判の執行、その他の貸借は管理費を申し伝え、担当までご連絡なくお問い合わせ下さい。
	7. 本件の請求対象者は当該端末の所持者であり番組利用者とは異なる場合がございますので予めご了承ください。

〒169- [] 東京都新宿区北新宿1丁目 [] 番 [] 号 [] ビル [] 階 [] 室
 有限責任事業組合 ユビグローバル
 (代表) [] []
 通信管理部 担当: [] []

当組合は、インターネット又は電話回線を利用した各種債権サービスの宣伝、運営、保守管理業務を目的とし、組合員間の相互扶助の精神に基づき、共同して業務を行うための組合法人であり、債権回収代行会社とは異なります。

【書面の内容】

- 過去に携帯電話で利用した(実際は利用していない)有料情報番組サービス(有料サイト)の未払金債務の通知。
- 「書面到着後3日以内に連絡をください」「事前にご一報ください」と電話連絡を要求。
- 住所(封筒に記載)や携帯電話番号など、個人情報に掲載。

アドバイス

上記の封書は一例です。身に覚えのない請求のメールやハガキが届いたら次の対応を!

- とにかく無視! 書面やメールが送られてきても、連絡を取ってはいけません。無視しても業者が自宅にやって来ることはありません。
裁判所より「少額訴訟」や「支払催促」などの書類が届いた場合は、身に覚えがなくても放置せず、本当の裁判所からのものであるか確認してください。その際は、書類に記載された連絡先にすぐ連絡せずに、電話帳や消費生活センターなどで確認しましょう。
- 絶対に振込まない! もし支払ってしまったら、料金を取り戻すことは困難です。その場合は警察に被害届を出してください。
- 業者は、何らかの名簿をもとに無作為に、あなたの住所宛てのハガキや封書を送ります。個人情報の管理にも注意しましょう。



困ったときはすぐ相談! 佐賀県消費生活センターまたはお近くの市町相談窓口へ
 佐賀県消費生活センター TEL:0952-24-0999(相談専用)

受付時間 9:00~16:00 (土・日曜、祝日も相談を受け付けています。来所による相談は予約制です。)